

社会福祉法人 花窓堂 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人 花窓堂（以下「この法人」という）定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この規定において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

2. 役員とは理事及び監事をいい、評議員を合わせて役員等という。
3. 報酬とは職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
4. 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 定款 21 条に基づき、理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬等を支給する。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	5,000 円	実費

2. 評議員の報酬は、定款 8 条に基づき無報酬とする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬	0 円	実費

(費用の弁償)

第4条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要する物については、前もって支払う事ができる。

2. 役員等が法人の業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は実費を支給する。
3. 役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

(報酬等の支給時期)

第5条 役員等の報酬等は、理事会等の会議及び義務を行った都度支給する。
尚、役員等の承諾を得たときは、数回の支給額を一括で支払う事が出来る。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金で本人に支払うものとする。

2. 報酬等は法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準

として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。